資料1

# 森林審議会の概要

1. 森林審議会について

2. 森林計画制度について

3. 委員からの意見について

## 1. 森林審議会について

- (1)審議事項(所掌事務)
- (2)過去の審議内容
- (3) 林地部会
- (4) 審議会の公開

### (1)審議事項(所掌事務)

#### 審議事項

- ・地域森林計画の案(樹立及び変更)に関する事項
- ・林地開発に関する事項
- ・保安林の解除に関する事項
- ・その他森林・林業に関する特に重要な事項

(地域森林計画の案の縦覧等)

#### 森林法第六条

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、 都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合 において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項 の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林 管理局長の意見を聴かなければならない。



## (2) 過去の審議内容1

年度	審議内容
平成29年度	●木曽川森林計画区の地域森林計画の樹立について ●揖斐川、宮・庄川、長良川、飛騨川計画区の地域森林計画 の変更について
平成30年度	●揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立について ●宮・庄川、長良川、飛騨川、木曽川計画区の地域森林計画 の変更について
令和元年度	●宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立について ●木曽川、揖斐川、長良川、飛騨川計画区の地域森林計画の 変更について

## (2) 過去の審議内容 2

年度	審議内容
令和2年度	【第1回】 ●長良川森林計画区の地域森林計画の樹立について ●木曽川、揖斐川、宮・庄川、飛騨川計画区の地域森林計画の変更について ●Web会議システムによる森林審議会の開催について 【第2回】 ●森林吸収量の算定について ●林地部会の審議状況及び林地開発許可状況について ●第4期岐阜県森林づくり基本計画策定に向けた現状と課題について
令和3年度	【第1回】 ●第4期岐阜県森林づくり基本計画について 【第2回】 ●第4期岐阜県森林づくり基本計画について 【第3回】 ●地域森林計画の樹立及び変更について (報告事項:林地部会の審議状況及び林地開発許可状況について)

### (3) 林地部会

委員構成	森林審議会委員(会長が決める)
部会長	会長が指名する委員をもって充てる
審議事項	<ul><li>・森林法第10条の2に基づく林地開発許可等に 関すること</li><li>・森林法第26条等に基づく保安林の転用にかか る解除に関すること</li></ul>
決議	森林審議会が特に定めた事項については、部会の 決議をもつて総会の決議とすることができる。

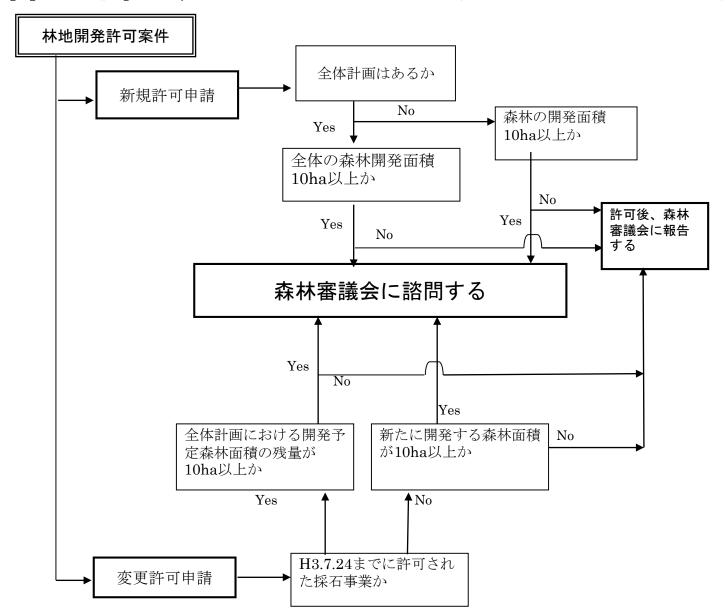
(都道府県森林審議会の部会)

#### 森林法施行令第七条

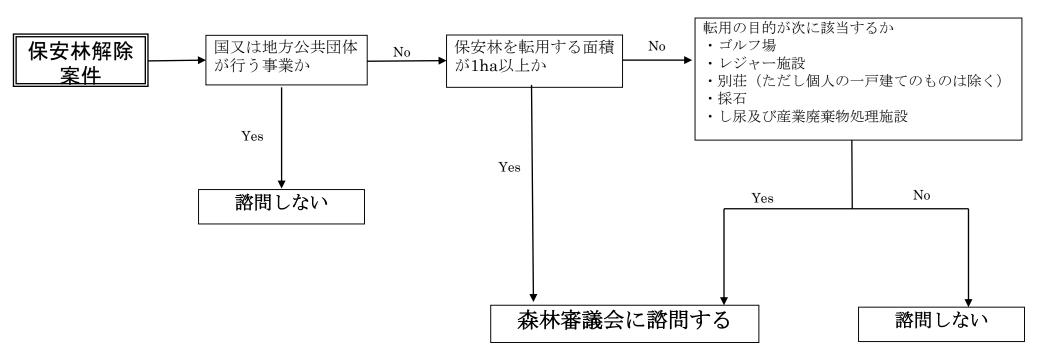
都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、 その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。
- 3 委員の所属部会は、会長が決める。
- 4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

### (3) 林地部会 諮問等フロー (林地開発許可案件)



### (3) 林地部会 諮問等フロー (保安林解除案件)



## (3) 林地部会 過去の審議内容

年度	審議内容
平成29年度	【第1回】 ●中央新幹線建設に伴う保安林解除(可児市) 1.5ha 【第2回】 ●変電所の新設事業に伴う保安林解除(恵那市) 4.6ha
平成30年度	(審議事案なし)
令和元年度	【第1・2回】 ●太陽光発電施設敷地造成に係る林地開発(恵那市岩村町) 16.4ha 【第3回】 ●太陽光発電施設敷地造成に係る林地開発(下呂市金山町) 14.3ha 【第4回】 ●太陽光発電施設敷地造成に係る林地開発(高山市荘川町) 51.8ha 【第5回】 ●採石業に伴う保安林解除(海津市南濃町) 1.0ha
令和2年度	(審議事案なし)
令和3年度	(審議事案なし)

### (4) 審議会の公開

本審議会は審議内容の公平性、透明性確保の点から公開により行うこととしております。

また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されます。

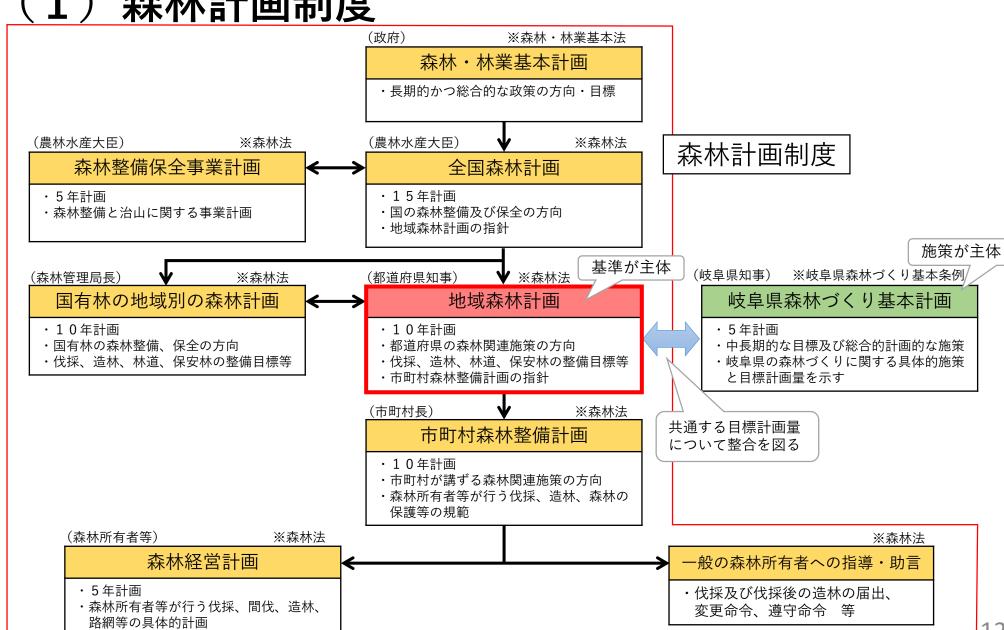


## 2. 森林計画制度について

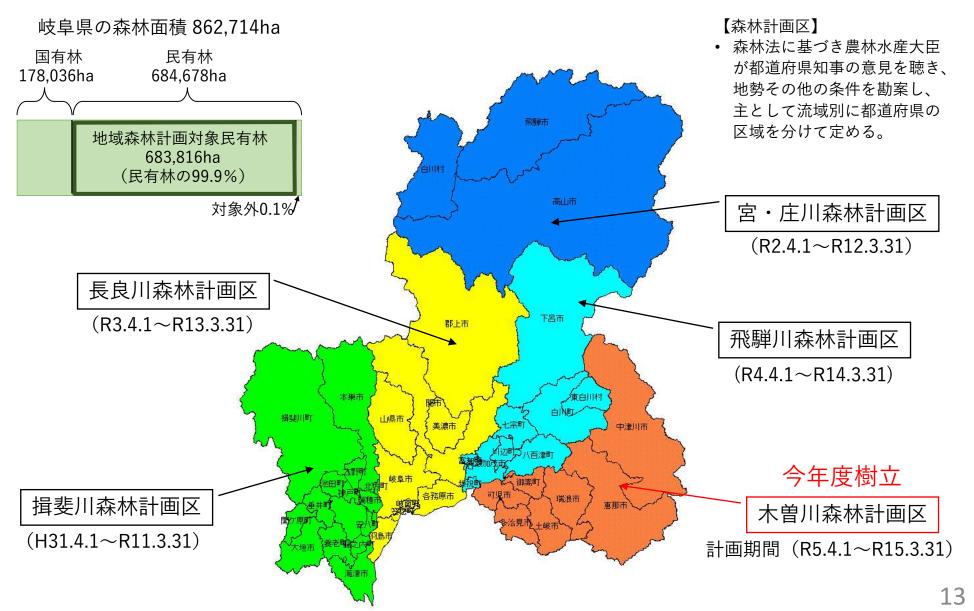
- (1) 森林計画制度
- (2) 岐阜県の森林計画区
- (3) 地域森林計画の計画期間
- (4) 地域森林計画書の構成

#### 森林計画制度の概要

### 森林計画制度



### (2) 岐阜県の森林計画区



### (3) 地域森林計画の計画期間

	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	全国森林計画	樹立			変更										R15 まで
												<b>3</b>			
	木曽川森林計画					樹立					樹立				
													<del> </del>	·····	
地域	揖斐川森林計画	樹立				変更	樹立					樹立			
森				<u> </u>					1					<del> </del>	
林林	宮・庄川森林計画		樹立			変更		樹立					樹立		
計			,	,											<del>,</del>
画	長良川森林計画			樹立		変更			樹立					樹立	
				,	,										
	飛騨川森林計画				樹立	変更				樹立					樹立
i							_	_	_		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·····			
	岐阜県森林づくり 基本計画						第4期								

【全国森林計画】 15年を1期とし、5年ごとに樹立

平成30年度樹立(H30.10.16閣議決定)、令和3年度変更(R3.6.15閣議決定)

【地域森林計画】 10年を1期とし、5年ごとに樹立

[樹立]:木曽川森林計画区

[変更]:揖斐川、宮・庄川、長良川、飛騨川森林計画区

### (4) 地域森林計画書の構成

#### はじめに

#### 第1章 岐阜県の森林づくりの目指す姿

- 1 岐阜県における森林づくりの基本理念
- 2 100年先を見据えた森林づくり
- (1) 100年の森林づくり計画(森林配置計画)
- (2) 将来目標区分

#### 第2章 計画区の概要

- 1 自然
- 2 社会経済
- 3 森林・林業の状況
- 4 計画の対象とする森林の区域

#### | 第3章 | 前計画の評価と個別計画

- 1 前計画の実行結果の概要及びその評価
- (1) 伐採計画
- (2) 間伐面積
- (3) 造林計画
- (4) 林道整備計画
- (5) 保安施設
- (6) 要整備森林
- 2 個別計画
- (1) 伐採計画
- (2) 間伐面積
- (3) 造林計画
- (4) 林道整備計画
- (5) 保安施設
- (6) 要整備森林

#### 第4章 森林整備及び保全方針

- 1 森林の整備及び保全の基本方針
- 2 公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林の区域の基準、施業方法指針
- 4 森林配置計画の将来目標区分の設定に関する基準、 区分ごとの整備方針
- 5 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林 資源の状態等

#### 第5章 森林整備基準等

- 1 伐採に関する事項
- 2 造林に関する事項
- 3 間伐及び保育に関する事項
- 4 将来目標区分ごとの施業基準等
- 5 林道等整備に関する事項
- 6 森林施業の合理化に関する事項
- 7 森林の土地の保全に関する事項
- 8 保安施設に関する事項
- 9 鳥獣害の防止に関する事項
- 10 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に 関する事項
- 11 保健機能森林の整備に関する事項
- 12 制限林等の施業に関する事項

## 3. 委員からの意見について

(1)過去の審議会で委員の皆様からいただいたご意見

#### (1) 過去の審議会で委員の皆様からいただいたご意見 1

年度	ご意見
令和2年度	<第1回> ・早生樹の取扱について →針葉樹だけではない、広葉樹も含めた多様な樹種を森林所有者に提案してほしいバイオマスエネルギーとしての樹種や施業などの施策を打ち出してほしい ・カーボンニュートラルについて →森林吸収量の換算方法を説明してほしい <第2回> ・J-VER、J-クレジットについて、 →売り方、システムについて明らかにするとよい ・太陽光発電による林地開発について →県として、総合的な環境、温室効果ガスに対する姿勢を明確にしてほしい

### (1) 過去の審議会で委員の皆様からいただいたご意見 2

年度	ご意見	
令和3年度	<ul> <li>〈第1回&gt;</li> <li>・太陽光発電の開発について</li> <li>→森林法では規制に限界がある。国への働きかけが必要。</li> <li>・森林技術者の確保について</li> <li>→賃金アップが必要(そのための会社が儲かる仕組みづくり)</li> <li>留学生などを受け入れるシステムづくりも必要</li> <li>・SDGsとの関連について</li> <li>→どの政策がどの項目に関連しているのか、明確な位置づけをしたほうがよい。</li> <li>〈第2回&gt;</li> <li>・林業従事者(新規雇用)について</li> <li>→年間を通して安定した事業量を確保できることも重要安心して働けるよう、林業労働災害に対する施策も必要</li> </ul>	
	・森林の境界明確化 →図上のデータだけでなく、地元の現状を把握したアナログ的政策も必要。 ・100年先の森づくりについて →基本部分を変えないことも必要だが、時代に合わせて柔軟に変えることも必要	
	<第3回> ・審議会について →委員の皆さんが意見交換などをできる機会を作ってほしい ・環境保全林の指定について →防災面に配慮した指定も必要。 ・造林未済地の増加(再造林率の低さ)について	
	│ →基本計画の施策による対策が必要。 │	18